

令和2年度 第2回総合教育会議 前橋市教育の大綱の改定について

1 教育の大綱改定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定において、地方公共団体の長は、教育行政における地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、総合教育会議の場において協議、調整のうえ、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌した教育の大綱を策定するものとされています。

本市では、平成27年度は教育振興基本計画を、平成28年度から令和2年度までは教育振興基本計画と毎年度改定する重点事業をあわせたものを教育の大綱と位置付けてきました。

大綱とは目標や施策の根本となる方針であることの趣旨に鑑み、他の計画等との関連性を整理した上で、教育の大綱を改定いたします。

2 本市教育の大綱の考え方について

平成30年度に策定した「第2期前橋市教育振興基本計画」は、国の「第2期教育振興基本計画」及び本市まちづくりの羅針盤である「第七次前橋市総合計画」の考え方を基本とし、総合教育会議での協議を踏まえて策定されたものです。

この計画において「前橋の教育が目指す人間像」として定めた「**多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人**」は、本市が「第七次前橋市総合計画」の第1章「教育・人づくり」の分野において10年後に目指す姿として掲げる「**ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指します。**」とも合致しており、本市の人づくりの指針ともなるものであるため、この「前橋の教育が目指す人間像」を、本市教育の大綱として位置づけることとします。

3 大綱の推進及び他の計画との関連性について

本市では、教育の大綱で定めた人間像を目指すため、「第2期前橋市教育振興基本計画」で「人づくりの4つのステージ（個を伸ばす・認め合う・創りだす・未来へ）」を定め、各分野において目指すものを示しました。また、「教育行政方針」では、教育の大綱及び教育振興基本計画を実現するために取り組む重要施策を示し、年度ごとに改定してまいります。

教育の大綱及び各計画は下記の通り作用し、連動しています。そのため、第七次前橋市総合計画等に変更が生じた場合や、社会情勢の変化等により、教育の大綱を変更する必要がある場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直すこととします。

